

小田原市都市公園条例の一部改正（有料の公園施設関係）案

1 改正の背景

小田原城址公園こども遊園地（小田原市城内6-1）のメリーカップは、昭和45年の完成以降、多くの子どもたちに人気の遊具として何世代にもわたり家族連れに親しまれてまいりましたが、竣工から50年近く経過し設備の老朽化が進みました。

平成28年5月にこども遊園地内の大型遊具を自主点検し、同年9月には通常点検で行わない鉄骨部や鋼材の超音波探傷検査などの精密な検査を行ったところ、梁などの主要部分全体に激しい腐食による割れがあったほか、貫通部などの不具合が確認されたため、直ちに運行を休止しました。

その後、設備関係者との協議の結果、メリーカップの構造を支える鉄骨をはじめ遊具全体の更新が必須であるとの結論に達しましたが、こども遊園地は国指定史跡内に位置し、本市の「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」において将来廃止する施設と位置付けられていることから、文化庁から「長期利用を想定した大規模な改修は望ましくない」との判断が示されました。

そこで、こども遊園地内のメリーカップの撤去はやむを得ないこととして、平成29年9月下旬をもって廃止することといたしました（なお、撤去工事は閑散期である冬期に行う予定です）。廃止後は、この場所に高齢者や子どもの同伴者など来園者が休憩できるスペースを整備するなど、魅力ある公園施設の維持向上に努めてまいります。

以上のことに伴い、小田原市都市公園条例の一部を改正するものです。

2 改正する条例

小田原市都市公園条例

3 改正の内容

有料の公園施設を明記している「別表第1」からメリーカップを削除します。

4 条例の施行予定日

平成29年9月下旬